

# 東大阪市 議会だより

No. 144

議会だより編集委員会 東大阪市荒本北50番地の4

平成18年5月15日発行 電話06(4309)3294 FAX06(4309)3868 <http://www.city.higashiosaka.osaka.jp/gikai/>



桜のアーチに  
笑顔満開  
(花園中央公園)

## 春夏秋冬

そよ吹く風、春の日ざしが子どもたちの夢を大きくふくらませます。



ことから、義務的、経常的な経費や継続的な事業は、年間必要額を予算計上してあります。その結果、予算の総額は三千四百二十一億五千六百四十六万七千円で、対前年度比四

%減となっております。一般会計予算における主な事業としては各小学校に警備員を配置し、校内及び校区内の巡回パトロールを実施する「子ども安全パトロール事業」、障害者自立支援法の施行に伴い、障害者の福祉サービス事業（支援費等）を再編した「障害者自立支援給付経費」、支給対象年齢を小学校卒業まで引き上げるとともに所得制限を緩和して支給対象者を拡充する「児童手当支給経費」、市内五駅にエレベーターを設置する「鉄道駅舎工レベーター整備補助事業」や「河内花園駅前地区市街地再開発事業」などです。

なお、今議会で可決されたその他の主な議案は次のとおりとなっております。《東大阪市消費者憲章》本市は市民が消費者被害にあわないために消費者情報提供、相談体制の充実等を図り、消費者が安全で安心した消費生活が過ごせる消費者に優しいまちづくりの推進に努めてきたが、今後さらに消費者の権利に対する理念を明らかにし、消費者の自立支援を明確にするともに、消費者主権を確立する姿勢を内外に示すための憲章を制定するもの。《東大阪市愛はぐくむ子どもスクラム基金条例》大府府市町村職員互助会退会給付金制度等の廃止に伴う清算金の一部を原資として、子ども安全対策の充実と地域と共に子どもを育成するまちづくりのため基金を設置するもの。《東大阪市障害者自立支援法施行条例》障害者自立支援法の施行に伴い、市町村審査会の委員定数や自立支援給付に関する虚偽に対する過料等についての規定整備を行うための条例を制定するもの。《東大阪市職員定数条例の一部を改正する条例》行政財政改革の基本方針に

基づく職員数計画の基本となる平成十八年四月一日の現員数に見合う職員定数の設定を行うとともに、消防職員のうち初任教育期間中の者を定数外とするため、所要の改正を行うもの。《東大阪市国民保護協議会条例》国民保護法の規定に基づき、東大阪市国民保護協議会を設置するにあたり、組織及び運営に関し規定の整備を行うため条例を制定するもの。《(仮称)東大阪市消防局・中消防署庁舎整備に関する事業契約締結》本市消防局・中消防署庁舎整備事業の実施にあたりPFI手法を導入し特定目的会社と事業契約を締結するもの。

公平委員会委員などの  
選任等に同意  
今定例会最終日、議会は  
次の方の選任に同意しまし  
た。(敬称略)  
公平委員会委員  
北井 孝彦  
人権擁護委員  
森田 茂、山崎 行雄  
江浦 保、西口 哲司  
市口 一枝、中西 英二  
藤川 和江、浅田 勝

## 第1回定例会

3月3日～3月30日

平成十八年第一回定例会は三月三日から三十日までの二十八日間  
にわたって開かれました。  
今定例会では、市長から提案された平成十八年度の各会計当初予  
算や東大阪市消費者憲章の制定、東大阪市愛はぐくむ子どもスクラ  
ム基金条例並びに平成十七年度補正予算等六十四件が審議され、す  
べて原案のとおり可決しました。  
また昨年十二月議会で閉会中の継続審査となっていました平成  
十六年度決算十四件も認定しました。  
このほか、三月十三日、十四日、十五日には代表・個人合わせて  
十七名の議員が質疑、質問を行いました。

## 東大阪市消費者憲章制定

## 平成十八年度予算を可決「総額三千四百一十二億円」